

2香職協発第73号
令和2年8月3日

監理団体の長
技能実習生受入企業代表者 様

香川県職業能力開発協会
会長 木下 和洋
(公印省略)

技能検定（随時試験）の実施に関する新型コロナウイルスの感染拡大防止について

このことについて、令和2年5月29日付で厚生労働省が「技能検定の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」を策定しました。

つきましては、香川県内で行う技能実習生を対象とした技能検定（随時試験）の実施にあたり、下記の事項に注意のうえ適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

監理団体から受入企業（受検者）に周知していただきたいこと

ア 試験会場における感染拡大防止措置への協力

イ 学科試験はマスクの持参及び会場内でのマスクの着用

実技試験も原則マスクを着用

（注）ただし、職種によって、防護具等の着用が必要であるなど、マスクの着用が困難である場合には、受検者間の十分な間隔の確保等、マスク着用以外の感染防止対策を講ずることにより、マスクを着用しないこととすることも可能であること。粉じんが発生する作業を伴う職種については、防じんマスクを着用することをもって通常のマスクの着用に代えることとして差し支えない。

また、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用した場合、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で受検者の十分な間隔（少なくとも2m以上）を確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを着用しなくとも差し支えない。特に外気を取り込みにくい N95 などのマスクを着用して負荷のかかる作業や運動を行った場合、十分な呼吸ができずに体調に影響を及ぼす可能性があることから、受検者に事前に周知を行い、体調不良を起こすことがないよう準備を依頼すること。

ウ 会場におけるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施

エ 試験当日の体温の報告及び確認

オ 試験日前2週間における以下の事項の報告及び確認

（ア）平熱を超える発熱

（イ）咳、のどの痛みなどの風邪の症状

- (ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ
- (エ) 嗅覚や味覚の異常
- (オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等
- (カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- (キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無
- (ク) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無

試験会場の設営について

- ア 試験会場の入口及び施設内に、石けん及び消毒用アルコールを設置する等、手指の衛生を保つことができる環境を整備すること。
- イ 適切な環境維持のため試験会場の換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて湿度、温度の管理に努めること。実技試験中においても、試験の実施に支障が生じない範囲で換気に努めること。
- ウ 実技試験の受検者の配置に当たっては、原則として受検者相互に2メートルの間隔を取るよう配置すること。会場確保上2メートルの間隔を取ることが困難な場合であっても、少なくとも1メートルの間隔を取るようすること。受検者間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置することも有効であるが、実技試験の作業内容によっては可燃物を使用することにより火災を発生させるおそれがあるので、事前に安全性を検証すること。
- エ 実技試験において共用する機器については、原則として受検者が使用するたびに消毒すること。
- オ 試験会場内の休憩スペース、食事スペース等において人が密集することがないように、一度に使用する人数を減らす、相互に間隔を取らせる等の措置を採ること。
- カ 試験会場内での人の移動により受検者等が密集することのないよう、入室、退室を一斉に行わせないこと。
- キ 受検者に発熱等の症状がみられた場合は、当該受検者の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受検の自粛を申し入れること。

その他

- ア マスクを忘れた方がいた場合、香川県職業能力開発協会が支給します。
- イ 消毒液を持参するので利用してください。
- ウ 非接触型体温計を持参（数に限りがあるので用意できない場合もある）するので検温を忘れた方は利用してください。

体調チェックリスト

今朝の体温（ 度）

試験日前2週間における以下の事項の確認

(ア) 平熱を超える発熱	ある	ない
(イ) 咳、のどの痛みなどの風邪の症状	ある	ない
(ウ) だるさ（倦怠感）、息苦しさ	ある	ない
(エ) 嗅覚や味覚の異常	ある	ない
(オ) 身体が重く感じる、疲れやすい等	ある	ない
(カ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無	ある	ない
(キ) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方の有無	ある	ない
(ク) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該国等の在住者との濃厚接触の有無	ある	ない

上記に相違ありません

署名

（実習生はローマ字表記）

所属 受検者(受検番号)・監理団体・受入企業・技能検定委員・協会職員

（該当項目に○）

試験中に注意する内容

学科試験はマスクを着用してください

実技試験は検定委員または協会の指示があれば着用しなくても良い

（熱中症予防のため）

試験前や試験後には手洗いをしてください

アルコール消毒液がある場合は利用してください